

第百八回 参議院 農林水産委員会 會議録第三号

昭和六十二年五月十四日(木曜日)
午後一時一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 高木 正明君
理事 北 修二君
水谷 力君
宮島 澁君
稲村 稔夫君

委員 上杉 光弘君
大塚清次郎君
川原新次郎君
熊谷太三郎君
坂野 重信君
鈴木 貞敏君
初村滝一郎君
本村 和喜君
村沢 牧君
及川 順郎君
諫山 博君
下田 京子君
三治 重信君
喜屋武眞榮君
山田耕三郎君

国務大臣

農林水産大臣 塩川正十郎君
時代理

政府委員

農林水産大臣官 齋 滋君
房長

林野庁長官 田中 宏尚君

事務局側

常任委員会専門 安達 正君

本日の會議に付した案件

○林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(高木正明君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案及び森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案、以上兩案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から順次兩案の趣旨説明を聴取いたします。塩川農林水産大臣臨時代理。

○国務大臣(塩川正十郎君) 林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農林漁業金融公庫の造林資金は、造林に必要な資金を長期かつ低利で融通するものであることから、造林事業の推進に果たす役割は極めて大きいものとなっております。

この造林資金につきましては、林業をめぐる厳しい情勢のもとで、昭和五十四年に林業等振興資金融通暫定措置法を制定し、林業経営改善計画の認定を受けた者に対する貸し付けについて、償還期限等の貸付条件の特例を設けていたところでありました。

しかしながら、その後の林業をめぐる情勢は、材価の低迷、林業諸経費の増高等一層厳しいものとなっておりますことから、このような状況の変化に対応して、森林整備、林業生産活動の活性化に必要な造林事業の推進を図るため、今回その償還期限を四十五年以内から五十五年以内に、据置期間を二十五年以内から三十五年以内に、それぞれ十年間延長することとし、この法律案を提出した次第であります。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

我が国の国土の約七割を占める森林につきましては、木材等の林産物の供給のみならず、国土の保全、水資源の涵養等を通じて国民生活と深く結びついてきたことは御承知のとおりであります。

しかしながら、近年の森林・林業の状況を見ると、木材需要の減退、材価の低迷、円高の急激な進行等を反映して、林業生産活動が停滞し、管理が適正になされてない森林が増加する等極めて厳しい状況にあります。

一方、保健休養機能等の森林の持つ多面的機能の発揮に対する国民の関心の高まりも見られるところであります。

このような中で地域林業の振興、森林管理の維持・適正化を図り、森林・林業に対する国民の多様な要請にこたえるためには、個々の森林所有者による取り組みと相まって、協同組織による活動を中核とした地域の森林所有者の一体となった取り組みの強化が求められております。

このため、森林所有者の協同組織として、森林所有者の経済的・社会的地位の向上と森林の保護培養及び森林生産力の増進をその目的とする森林組合について、その機能の充実と組織の強化を図ることが極めて重要になっております。

政府としましては、このような状況を踏まえ、森林組合の事業範囲の拡大、森林組合による適正な森林施業の推進及び森林組合の組織経営基盤の強化のための合併の促進等を図るため、所要の改正を行うこととして、この法律案を提出した次第であります。

であります。

次に、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、森林組合等に対する組合員の要請にこたえその機能を強化するため、森林組合等の事業範囲の拡大等を行うこととしております。

第二に、森林の適正かつ効率的な整備を推進するため、森林組合による森林施業の共同化に関する規程の設定、その効力等に関し所要の規定を設けることとしております。

第三に、森林組合の管理運営の円滑化を図るため所要の改善を行うこととしております。

第四に、森林組合の組織経営基盤を強化するため、森林組合の合併を促進することとし、それに必要な措置を講ずることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(高木正明君) 次に、森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案について補足説明を聴取いたします。田中林野庁長官。

○政府委員(田中宏尚君) 森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法を提案いたしました理由につきましては既に提案理由説明において申し述べましたので、以下その内容につき、若干補足させていただきます。

第一に、森林組合等の事業範囲の拡大等であり

現在、森林組合による資金の貸し付け及び物資の供給の対象は、林業に必要なものとされておりますが、組合員の新たな要請にこたえるため、その範囲を拡大するとともに、新たに、組合員の生産した木材の需要増進のための建物等の建設及び

売り渡しの事業並びに組合員の就業の場を確保するための食用キノコ等の生産を行う事業を行い得ることとしております。また、森林組合の事業を補完するため、森林組合連合会について森林施業の受託を行えることとするとともに、その債務保証能力を拡大することとしております。

第二に、適正な森林施業の推進のための制度の創設であります。

森林組合は、森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためには一体として整備することが相当と認められる森林の整備を促進するため、組合員が協定を締結して行う森林施業の共同化に関する規程を定めることができるものとするとともに、当該規程の規定事項、効力等に関し所要の規定を設けることとしております。

第三に、森林組合の管理運営についての改善であります。

森林組合の管理運営面につきましては、森林組合の行う信託事業の事務の一部を再委託できるものとする、森林組合が出資する団体に准組合員資格を付与すること、組合員の投票を前提として総代会の議決事項に森林組合の合併、解散を加えること等の措置を講ずることとしております。

第四に、森林組合の合併促進であります。

合併助成法の改正により、合併しようとする森林組合が合併及び事業経営計画を立て、その計画が適当であるかどうかにつき都道府県知事の認定を求めることができる期限を昭和六十六年度末までとするとともに、合併及び事業経営計画が適当である旨の都道府県知事の認定を受けた森林組合の合併について、税法上の特例措置を設けるものであります。

なお、このほか所要の規定の整備を行うこととしていたしております。

以上をもちまして、森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○委員長(高木正明君) 両案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。
午後一時十分散会

三月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。
一、日本農業の再建に関する請願(第二四二二号)

一、国民食料の確保と農業政策の確立に関する請願(第二五一六号)
一、森林資源の充実と地域振興・活性化に関する請願(第二二五五号)

第二四二二号 昭和六十二年三月十六日受理
日本農業の再建に関する請願
請願者 新潟県新潟市車場三ノ六ノ一七 桜井久雄外二名

紹介議員 稲村 稔夫君

我々が毎日食する米が危うくなっている。アメリカから、「日本はコメを輸入すべきだ」と突き付けられ、中曽根首相も「食糧管理制度を見直す」と言っている。しかし、米が輸入され、食糧管理制度が無くなるならどうなるであろうか。我が家庭で食べる米の量は、一日一人当たり百七十グラムで、その米代は約五十四円である。仮に、米を輸入して一時的に安くなったとしても、家計への影響はさほど大きくない。むしろ、その見返りとして水田がつぶされ、日本の米が無くなり、長い歴史と文化をはぐくんできた地域の自然と山村が荒れ果てることのほうが、国民にとって損失が大きいといえる。食糧管理制度を改廃し、流通を自由にしたら、米の買占め、売惜しみなどが行われ、国民生活に大きな不安を与えることになる。むしろ政府が責任をもつて国民に主要な食糧を供給することが大切である。我々が安全で、おいしい米を、安定的に食べていくには、国内で米を自給していくことが一番であり、そのためには農政の転換を図り、日本農業の再建を進めることが最も重要である。ついては、第九十一回国会で全会一致で決定した「食糧自給力強化に関する決議」

を踏まえ、次の事項について実現を図りたい。

一、米の輸入・自由化を行わないこと。
二、米を始めとする主要食糧の安全・安定供給を図るため、食糧管理制度の根幹を維持すること。

三、消費者には、家計の安定を図り、安全で安定した食料の供給を行うこと。

四、主要食糧の自給率を高め、農業の生産性向上、備蓄制度の充実、再生産を保障する価格制度などを中心に食料・農業政策を早急に確立すること。

五、国土、稲作農業を荒廃させる減反政策を見直すこと。
六、都市勤労者の生活環境改善と、都市近郊農業との調和を図られるよう総合的土地政策を速やかに確立すること。

第二五一六号 昭和六十二年三月十七日受理
国民食料の確保と農業政策の確立に関する請願
請願者 茨城県水戸市三の九一ノ五ノ三八 茨城県議会 川口三郎

紹介議員 岩上 二郎君

現在、我が国農業を取り巻く情勢は、米を始めとする農産物の自由化を求める外国からの圧力や、多くの農産物が過剰基調にある中で価格の低迷など、厳しい状況にある。さらに、最近では、食糧管理制度に対する批判が台頭し、ひとり農業のみならず、国民生活に多大な不安をもたらしている。我が国の食料自給率は、欧米先進国に比べ低い水準にあるが、これ以上農産物の輸入枠を拡大することは、農業経営に対し、深刻な危機感を募らせ、国民食料の安定供給を阻害するばかりでなく、やがては農業の縮小を招き、農業の持つ水資源のかん養、土壌の浸食防止機能などの低下を来し、快適な自然環境の崩壊にもつながるものと懸念される。よって、食糧管理制度を維持し、食料の安定供給を図る農業政策を確立する観点から、次の事項について、特段の措置を講ずるよう要望する。

一、米の輸入自由化を行わないこと。
二、米を始めとする主要食料の安定供給を図るため食糧管理制度の根幹を維持すること。

三、消費者に安価で安全な食料を安定的に供給する体制を確立すること。

四、主要食料の自給率を高め、農業の生産性向上、備蓄制度の充実、再生産を保障する価格制度などを中心とした農業政策を確立すること。

五、米と他作物を合理的に組み合わせ、高所得が得られる生産性の高い水田農業を確立すること。

六、都市近郊農業と都市生活環境との調和を図る総合的な土地政策を確立すること。

第二二五五号 昭和六十二年三月十九日受理
森林資源の充実と地域振興・活性化に関する請願
請願者 北海道網走市向陽ヶ丘六〇ノ一四 和泉明男外四百九十九名

紹介議員 菅野 久光君

森林は資源としても環境としても、人間を始め鳥獣の生存にとつて掛け替えのないものである。しかし、その森林が今、地球規模で破壊が進み砂漠化が急速に広がっている。特に、東南アジアの砂漠化は日本の木材輸入と大きなかかわりを持ち、その責任は重大だと言わざるを得ない。海外援助という大義名分で木材の安買いをしてきた結果、山地崩壊、水害、干ばつで田畑は砂漠化、食料危機にまで追い詰め、ついに伐採廃止という非常事態まで巻き起こした。その上、ヨーロッパでも核より恐ろしい酸性雨の発生で森の死は深刻で、スイスでは樹木の三分の一が枯死しかけており、西ドイツでは木材産業の重要なとうひの半分が腐食していると言われている。日本でも例外ではなく、調べた国内百二箇所のうち正常なのはわずか三箇所にすぎず、森林のみならず湖沼から魚が姿を消し、生態系が変化、環境もおびただしく破壊されつつある。また、世界の中で、木材需要の一番高い日本が今こそ森林を見直し、手入れ、

育成など国内森林資源の充実拡大が必要と思われる。しかし、日本の森林、林業行政に携わる林野庁は、国有林野事業の収支悪化を理由に、この間、経営改善計画と称して、森林に人手と金をかけない政策を押し進めていること、さらに、林政審議会は、国有林野事業の大幅な機構縮小、要員削減を実施しようとしており、このことが具体化されると、現在でさえ高齢化と職業病（振動機械による）の発生による山林労働者の減少で、森林資源国土の保全、環境資源の破壊は更に深刻なものになっていく。ついで、この政策を改めて森林の維持、山村及び林産業の活性化、都市の緑の復活、水資源確保、大気の浄化などのため、もつと森林、林業政策に国の資金を投入し、次代にきれいな川、美しい森林、健康で豊かな自然環境を実現するため、次の措置を講ぜられたい。

一、水源のかん養、国土崩壊、大気の浄化、国民の自然休養確保など森林の公益機能の充実を図るため、国の一般会計から継続的な資金の導入を行うこと。

二、地元林業企業体の育成と、林業労働者の雇用、労働条件の改善を図り、林業の担い手確保、地域林業振興を図ること。あわせて緑の森林づくりのため、十分な保育、間伐事業の促進を図ること。

三、外材輸入の調整を図りながら、国内木材自給率の向上、木材価格の安定など林業基盤の強化を講ずること。

四、地域林業振興、森林を守る基盤である営林署、担当区、事業所等の存続拡充を図ること。

三月三十一日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、集落地域整備法案

集落地域整備法案

集落地域整備法案

目次

第一章 総則（第一条—第三条）
第二章 集落地域整備基本方針（第四条）
第三章 集落地域計画（第五条—第六条）
第四章 集落農業振興地域整備計画等（第七条—第十二条）
第五章 雑則（第十三条—第十四条）
第六章 罰則（第十五条—第十七条）
附則
第一章 総則
（目的）
第一条 この法律は、土地利用の状況等からみて良好な営農条件及び居住環境の確保を図ることが必要であると認められる集落地域について、農業の生産条件と都市環境との調和のとれた地域の整備を計画的に推進するための措置を講じ、もつてその地域の振興と秩序ある整備に寄与することを目的とする。
（定義）
第二条 この法律において「農用地」とは、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第三条第一号に規定する農用地をいう。
2 この法律において「公共施設」とは、道路、公園その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。
（集落地域）
第三条 この法律による措置は、集落及びその周辺の農用地を含む一定の地域で、次に掲げる要件に該当するもの（以下「集落地域」という。）について講じられるものとする。
一 当該地域の土地利用の状況等からみて、営農条件及び居住環境の確保に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる地域であること。
二 当該地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、調和のとれた農業の生産条件の整備と都市環境の整備とを図り、及び適正な土地利用を図る必要があると認められる地域であること。

三 当該地域内に相当規模の農用地が存し、かつ、農用地及び農業用施設等を整備することにより良好な営農条件を確保し得ると見込まれること。
四 当該地域内に相当数の住居等が存し、かつ、公共施設の整備の状況等からみて、一体としてその特性にふさわしい良好な居住環境を有する地域として秩序ある整備を図ることが相当であると認められること。
五 当該地域が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条の規定により指定された都市計画区域（同法第七条第一項の規定による市街化区域を除く）内にあり、かつ、農業振興地域の整備に関する法律第六條第一項の規定により指定された農業振興地域内にあること。
第二章 集落地域整備基本方針
（集落地域整備基本方針）
第四条 都道府県知事は、集落地域について、その整備又は保全に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。
2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 集落地域の位置及び区域に関する基本的事項
二 集落地域の整備又は保全の目標
三 集落地域における土地利用に関する基本的事項
四 集落地域における農用地及び農業用施設等の整備その他良好な営農条件の確保に関する基本的事項
五 集落地域における公共施設の整備及び良好な居住環境の整備に関する基本的事項
六 その他必要な事項
3 基本方針は、国土総合開発計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興開発計画、山村振興計画、過疎地域振興計画その他法律の規定による地域振興に関する計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、関係市町村の意見を聴かなければならない。
5 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、当該基本方針に定める集落地域の位置及び区域に関する基本的事項その他の政令で定める事項について、農林水産大臣及び建設大臣の承認を受けなければならない。
6 農林水産大臣及び建設大臣は、前項の承認をしようとするときは、国土庁長官その他関係行政機関の長に協議しなければならない。
7 都道府県知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、農林水産大臣及び建設大臣に報告しなければならない。
8 第四項から前項までの規定は、基本方針の変更について準用する。
第三章 集落地域計画
（集落地域計画）
第五条 集落地域の土地の区域で、営農条件と調和のとれた良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図るため、当該集落地域の特性にふさわしい整備及び保全を行うことが必要と認められるものについては、都市計画に集落地域計画を定めることができる。
2 集落地域計画は、基本方針に基づいて定めなければならない。
3 集落地域計画については、都市計画法第十二条の四第二項に定める事項のほか、当該集落地域計画の目標その他当該区域の整備及び保全に関する方針並びに主として当該区域内の居住者等の利用に供される道路、公園その他の政令で定める施設（次項及び第五項において「集落地域施設」という。）及び建築物その他の工作物（以下この章において「建築物等」という。）の整備並びに土地利用に関する計画（以下この章において「集落地域整備計画」という。）を都市計画に定めるものとする。
4 集落地域整備計画においては、次に掲げる事項のうち、集落地域計画の目的を達成するために必要な事項を定めるものとする。

- 一 集落地区施設の配置及び規模
- 二 建築物等の用途の制限、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度、建築物等の高さの最高限度その他建築物等に関する事項で政令で定めるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、土地の利用に關する事項で政令で定めるもの

5 集落地区計画を都市計画に定めるに当たつては、次に掲げるところに従わなければならない。

- 一 集落地区施設の配置及び規模は、当該集落地域の特性を考慮して、当該区域及びその周辺において定められている他の都市計画と併せて適切な配置及び規模の公共施設を備えた良好な居住環境を形成し、又は保持するよう、必要な位置に適切な規模で定めること。
- 二 建築物等に関する事項は、建築物等が当該集落地域の特性にふさわしい用途、形態等を備えた適正な土地の利用形態を示すように定めること。

6 集落地区計画を都市計画に定める際、当該集落地区計画の区域の全部又は一部について集落地区整備計画を定めることができない特別の事情があるときは、当該区域の全部又は一部について集落地区整備計画を定めることを要しない。この場合において、集落地区計画の区域の一部について集落地区整備計画を定めるときは、当該集落地区計画については、集落地区整備計画の区域をも都市計画に定めなければならない。

(行為の届出等)

第六条 集落地区計画の区域(集落地区整備計画が定められている区域に限る。)内において、土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他政令で定める行為を行おうとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、建設省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他建設省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。

ければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 三 国又は地方公共団体が行う行為
- 四 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
- 五 都市計画法第二十九条の許可を要する行為その他政令で定める行為

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち設計又は施行方法その他の建設省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、建設省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

3 市町村長は、前二項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が集落地区計画に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に關し、設計の変更その他の必要な措置を執ることを勧告することができる。

4 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、土地に關する権利の処分についてのおつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四章 集落農業振興地域整備計画等

(集落農業振興地域整備計画)

第七條 市町村は、農業振興地域整備計画(農業振興地域の整備に關する法律第八条第一項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。第三項において同じ。)を達成するとともに、集落地域について、居住環境と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、その地域の特性にふさわしい農用地及び農業用施設等の整備を一體的に推進する必要があると認める場合

には、集落農業振興地域整備計画を定めることができる。

- 2 集落農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 集落農業振興地域整備計画の区域
- 二 前号の区域内における土地の農業上の効率的な利用に關する事項
- 三 第一号の区域内における農業振興地域の整備に關する法律第八条第二項第二号、第四号及び第六号に掲げる事項

3 集落農業振興地域整備計画は、基本方針及び農業振興地域整備計画に適合するとともに、農業振興地域の整備に關する法律第四条第三項に規定する計画との調和が保たれたものであり、かつ、前項第一号の区域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、当該区域において総合的に農業の振興を図るため必要な事項を一體的に定めるものでなければならない。

4 農業振興地域の整備に關する法律第八条第四項、第十条第二項、第十二条及び第十三条(第一項後段を除く。)の規定は、集落農業振興地域整備計画について準用する。この場合において、同法第十三条第一項前段中「農業振興地域整備基本方針」とあるのは、「集落農業振興地域整備基本方針」と読み替へるものとする。

(集落地域における農用地の保全等に關する協定)

第八條 集落農業振興地域整備計画の区域内にある相当規模の一団の農用地につき所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者(国及び地方公共団体を除く。第三項において「農用地所有権者等」という。は、当該農用地の良好な営農条件を確保するため、農用地の保全及び利用に關する協定(以下この章において「協定」という。)を締結し、当該協定が適當である旨の市町村長の認定を受けることができる。

2 協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 協定の対象となる農用地の区域(以下この章において「協定区域」という。)
- 二 農用地を保全し、効率的に使用するために必要な事項
- 三 協定に違反した場合の措置
- 四 協定の有効期間
- 五 その他必要な事項

3 協定については、協定区域内の農用地に係る農用地所有権者等の全員の合意がなければならない。

4 協定の内容は、法令に基づき策定された国又は地方公共団体の計画に適合するものでなければならない。

5 協定の有効期間は、十年を超えてはならない。

(協定の認定等)

第九條 市町村長は、前条第一項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。

- 一 申請の手續又は協定の内容が法令に違反するものでないこと。
- 二 協定の内容が土地の利用を不当に制限するものでないことその他妥当なものであること。
- 三 協定の内容が集落農業振興地域整備計画の達成に資すると認められるものであること。

2 市町村長は、前条第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該協定の写しを当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、協定の認定(協定の変更の認定を含む。)及びその取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

(農用地区域設定の特例)

第十條 第八条第一項の認定を受けた協定に係る

協定区域内の一団の農用地の所有者は、市町村に対し、農林水産省令で定めるところにより、当該農用地につき所有権以外の事項に規定する権利、先取特権又は抵当権を有する者の全員の同意を得て、当該農用地の区域を農業振興地域の整備に関する法律第八條第二項第一号の農用地区域（次項において「農用地区域」という。）として定めるべきことを要請することができる。

2 前項の要請に基づき、市町村が同項の要請に係る農用地の区域の全部又は一部を農用地区域として定める場合には、農業振興地域の整備に関する法律第十一條の規定は、適用しない。

（交換分合）

第十一條 市町村は、集落農業振興地域整備計画の区域内における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し、農業経営の動向等を考慮して、当該区域内の土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して当該区域内にある土地の農業上の効率的な利用の確保を図るとともに、第八條第一項の認定を受けた協定を維持し、又はその締結を促進するため、特に必要があると認められる場合には、当該協定区域（協定区域とすることが適切であり、かつ、その大部分について協定区域となることが確実と認められる農用地の区域を含む。第三項において同じ。）内にある農用地を含む集落農業振興地域整備計画の区域内にある一定の農用地に交換分合を行うことができる。

2 市町村は、前項の規定により交換分合を行うときは、農林水産省令で定めるところにより、交換分合計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

3 交換分合計画は、集落農業振興地域整備計画の区域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して協定区域内において一団の農用地の効率的な利用を確保するとともに、農用地の集団化その他農業構造の改善に資するよう定めるものでなければならない。

第十二條 農業振興地域の整備に関する法律第十

三条の三の規定並びに土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十九條（第一項を除く）、第九條第二項、第九十二條から第九七條まで、第九十八條第一項及び第二項、第九九條、第一百條、第一百二條、第一百三條、第一百四條第一項、第一百五條、第一百八條（第二項を除く）並びに第二百一十一條から第二百二十三條までの規定は、前条第一項の規定による交換分合について準用する。この場合において、これらの規定の準用について必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五章 雑則

（政令への委任）

第十三條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、政令で定める。

（経過措置）

第十四條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第六章 罰則

第十五條 第十二條において準用する土地改良法第九十九條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十六條 第六條第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（建築基準法の一部改正）

第二條 建築基準法（昭和二十五年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二條中第二十五號を第二十八號とし、第二十四號の次に次の三號を加える。

二十五 集落地区計画 都市計画法第十二條の四第一項第三号に掲げる集落地区計画をいう。

二十六 集落地区整備計画 集落地域整備法（昭和六十二年法律第 号）第五條第三項に規定する集落地区整備計画をいう。

二十七 地区計画等 都市計画法第四條第九項に規定する地区計画等をいう。

第六十八條の二第一項中「地区計画又は沿道整備計画」を「地区計画等」に改め、「（地区計画の下に「又は集落地区整備計画」を加え、「地区計画等の区域」という。）の下に「地区計画に改め、同条第二項中「考慮し、」の下に「地区計画又は沿道整備計画の区域にあつては」を、「確保するため」の下に「集落地区計画の区域にあつては当該集落地区計画の区域の特性にふさわしい良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図るため、それぞれ」を加える。

第六十八條の三及び第六十八條の四第一項中「地区計画又は沿道整備計画」及び「これらの計画」を「地区計画等」に改める。

（農地法の一部改正）

第三條 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第四号中「若しくは農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）」を「農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）若しくは集落地域整備法（昭和六十二年法律第 号）」に改める。

第四條 都市計画法の一部を次のように改正する。

（都市計画法の一部改正）

第四條 都市計画法の一部を次のように改正する。

第十二條の四第一項に次の一号を加える。

三 集落地域整備法（昭和六十二年法律第 号）第五條第一項の規定による集落地区計画第十二條の四第七項中「沿道整備計画」の下に「及び集落地区計画」を加える。

第十三條第一項中第九號を第十號とし、第八號の次に次の一号を加える。

九 集落地区計画は、営農条件と調和のとれた居住環境を整備するとともに、適正な土地利用を図られるように定めること。

第十三條第三項中「並びに沿道整備計画」を「沿道整備計画並びに集落地区計画」に改める。

第十四條第二項中「及び沿道整備計画の区域」を「沿道整備計画の区域及び集落地区計画の区域（集落地区計画の区域の一部について集落地区整備計画（集落地域整備法第五條第三項の規定による集落地区整備計画をいう。以下同じ。）が定められているときは、集落地区計画の区域及び集落地区整備計画の区域）」に改める。

第二十一條第一項中「第十三條第一項第九号」を「第十三條第一項第十号」に改める。

第三十三條第一項第五号中「地区計画（当該土地について地区整備計画が定められているものに限る。）又は沿道整備計画」を「地区計画等（地区計画又は集落地区計画にあつては、当該土地について地区整備計画又は集落地区整備計画が定められているものに限る。）」に、「当該地区計画又は沿道整備計画」を「当該地区計画等」に改める。

第三十四條第八號の次に次の一号を加える。

八の二 集落地区計画の区域（集落地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、当該集落地区計画に定められた内容に適合する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

（農業振興地域の整備に関する法律の一部改正）

（農業振興地域の整備に関する法律の一部改正）

（農業振興地域の整備に関する法律の一部改正）

（農業振興地域の整備に関する法律の一部改正）

第五條 農業振興地域の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条の五」を「第十三条の六」に改める。

第四章中第十三条の五の次に次の一条を加える。

(集落農業振興地域整備計画)

第十三条の六 第八条第一項の市町村は、同条に定める農業振興地域整備計画のほか、別に法律で定めるところにより集落農業振興地域整備計画を定めることができる。

(浄化槽法の一部改正)

第六條 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「第二条第二十五号本文」を「第二条第二十八号本文」に改める。

(建設省設置法の一部改正)

第七條 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第十一号中「及び民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第...号)」を「民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第...号)及び集落地域整備法(昭和六十二年法律第...号)」に改める。

四月三日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する請願(第二七三三号)(第二七三二二号)(第二七三三三号)(第二九二二二号)(第二九二二三号)(第三〇三四号)(第三〇三五号)(第三〇三六号)(第三一一七号)(第三一一八号)(第三一一九号)
- 一、国民の食料を守り、農業再建に関する請願(第三二二八号)
- 一、森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する請願(第三二七四号)
- 一、米の輸入反対、食糧管理制度の改善・充実

等に関する請願(第三一七五号)(第三一七六号)

一、森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する請願(第三一七七号)

一、国民の食料を守り、農業の再建に関する請願(第三一七八号)

一、森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する請願(第三二三八号)

一、米の輸入反対、食糧管理制度の改善・充実等に関する請願(第三二二九号)(第三二三四号)

一、国民食料の安定確保等に関する請願(第三二四〇号)

第二七三三三号 昭和六十二年三月二十日受理

森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する請願

請願者 北海道常呂郡留辺蘂町上町 岡田 栄敏外百九十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第二七三三二号 昭和六十二年三月二十日受理

森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する請願

請願者 北海道北見市高栄西町一ノ一六 馬込一人外百九十九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する請願

請願者 北海道常呂郡端野町端野一〇三ノ一 稲場千鶴外百四十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第二九二二二号 昭和六十二年三月二十三日受理

森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する請願

請願者 北海道北見市公園町二七ノ五 前 川ナヲ外二百二十四名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第二九二二三号 昭和六十二年三月二十三日受理

森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する請願

請願者 北海道網走郡津別町大通 稲荷山 義則外二百二十四名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第三〇三四号 昭和六十二年三月二十四日受理

森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する請願

請願者 北海道北見市相内町二八一 鈴木 博久外百四十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第三〇三六号 昭和六十二年三月二十四日受理

森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する請願

請願者 北海道常呂郡留辺蘂町昭栄三 永和幸外百十九名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第三一一七号 昭和六十二年三月二十五日受理

森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する請願

請願者 北海道網走市つくしヶ丘二ノ八八ノ四三〇 我妻保外百四十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第三一一八号 昭和六十二年三月二十五日受理

森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する請願

請願者 北海道斜里郡小清水町八区 菅野 正志外八十九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第三一一九号 昭和六十二年三月二十五日受理

森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する請願

請願者 北海道紋別市潮見町五丁目 中谷 昭治外百四十九名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第三二二八号 昭和六十二年三月二十五日受理

国民の食料を守り、農業再建に関する請願

請願者 長野市南長野町六九二ノ二 森 田恒雄

紹介議員 村沢 牧君

我が国の穀物自給率は三十二パーセントと低い状況にあるが、円高・貿易摩擦の解消を図るため、

一層農産物の輸入を推し進めようとする動きが強まり、稲作を中心とする日本農業の縮小、食糧管理制度の改廃及び米の輸入自由化が行われようとしている。しかしながら、世界の食料事情が不安定の下で、食料のほとんどを輸入に頼ることは極めて危険なことであり、また、食糧管理制度の下で、安定した価格で供給されてきた米が自由化されれば、米は再び投機の対象となり、その付けが国民に転嫁されることも懸念される。米を始めとする食料を国内でどのように確保し、農業を育て発展させるかは、国民生活の安定にとって極めて重要な課題である。よつて、第九十一回国会で全会一致で決定した「食糧自給力強化に関する決議」を踏まえ、安全で、おいしく、安定した価格で供給できる食料・農業政策を樹立するよう、次の事項の実現を強く要請する。

一、米の輸入自由化を行わないこと。

二、米を始めとする主要食料の安全・安定供給を図るため、食糧管理制度の根幹を維持すること。

三、消費者に対しては、家計の安定を図り、安全で安定した食料の供給を行うこと。

四、主要食料の自給率を高め、農業の生産性向上、備蓄制度の充実、再生産を保障する価格制度を中心に、食料・農業施策を早急に確立すること。

五、水田農業確立対策の推進に当たっては、国土の保全、農業の発展、過疎化の防止等に十分配慮すること。

六、都市勤労者の生活環境改善と都市近郊農業との調和を図られるよう総合的土地政策を速やかに確立すること。

第三一七四号 昭和六十二年三月二十六日受理
森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する請願

請願者 北海道紋別市大山町二丁目 長嶋 博子外百四十九名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第三一七五号 昭和六十二年三月二十六日受理
米の輸入反対、食糧管理制度の改善・充実等に関する請願

請願者 福岡県宗像郡玄海町神湊一、二六八ノ四九 堀川美智子外一千八百二十六名

紹介議員 村沢 牧君

一、日本農業の土台を崩し、国民の主食を外国に明け渡す米の輸入は絶対にしないこと。

二、日本の主食である米については政府の管理とし、大資本の投機の対象にさせず、消費者米価を安定させ、農民には生産費と所得を補償するという食糧管理制度の根幹を守り、その改善・充実をすること。

三、安全な食糧の安定した確保のため、欧米諸国のように農産物の自給率を向上させ、市場開放を抑制すること。

四、輸入農産物の検査体制を強化し、食品添加物規制の緩和措置をやるなど、食料の安全性にかかわる国の責任を明らかにすること。

五、国内農産物の生産費の半分を占める農業用生産資材(農業機械・石油・肥料・ビニールなど)の独占価格を引き下げることを。

第三一七六号 昭和六十二年三月二十六日受理
米の輸入反対、食糧管理制度の改善・充実等に関する請願

請願者 福岡県久留米市合川町二、〇八三 立花文友外九百四十二名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第三一七五号と同じである。

第三一七七号 昭和六十二年三月二十六日受理
森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する請願

請願者 北海道斜里郡小清水町八区北 佐藤三雄外百九十四名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第三一七八号 昭和六十二年三月二十六日受理
国民の食料を守り、農業再建に関する請願

請願者 長野市南長野町下六九二ノ二長野県議会内 母袋忠右衛門

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第三一七八号と同じである。

第三二二八号 昭和六十二年三月二十六日受理
森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する請願

請願者 北海道網走市つくしヶ丘五ノ七ノ四 粒見和孝外百四十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第三二二九号 昭和六十二年三月二十六日受理
米の輸入反対、食糧管理制度の改善・充実等に関する請願

請願者 宮城県石巻市中里四ノ五ノ五 加藤孝一外百九十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第三二二八号と同じである。

第三三三四号 昭和六十二年三月二十六日受理
米の輸入反対、食糧管理制度の改善・充実等に関する請願

請願者 東京都渋谷区代々木二ノ五ノ五新宿農協会館内 大橋豊吉外二千三百七十七名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第三一七五号と同じである。

第三三四〇号 昭和六十二年三月二十六日受理
国民食料の安定確保等に関する請願

請願者 新潟市新井町四ノ一新潟県議会内 武田武夫

紹介議員 長谷川 信君

米の輸入自由化要求を契機として、食糧管理制度の改革論が高まり、農政審議会の中間報告や経済界からも制度改革について提言がなされている。しかしながら、食糧管理制度は、国民食料の安定供給に重要な役割を果たしており、その改廃は、国民生活に大きな不安を与えるおそれがある。よつて、国民に安全で、おいしい米を安定的に供給するため、国内生産による完全自給方針を堅持し、農業を再建するため次の事項を実現するよう強く要請する。

一、米の輸入自由化を行わないこと。

二、米を始めとする主要食料の安全・安定供給を図るため、食糧管理制度の根幹を維持すること。

三、消費者には、家計の安定を図り、安全で安定した食料の供給を行うこと。

四、主要食料の自給率を高め、農業の生産性向上を図るための農業政策を早急に確立すること。

五、転作面積の配分に当たっては、良質米生産原に對し、傾斜配分を行うこと。

六、都市勤労者の生活環境の改善と、都市近郊農業との調和を図られるよう総合的土地政策を速やかに確立すること。

四月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、日本農業の再建に関する請願(第三三五六号)

一、森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する請願(第三三三七号)(第三三三八号)(第三三三九号)

一、米の輸入反対、食糧管理制度の改善・充実等に関する請願(第三三六〇号)(第三三六一号)

一、国民の食糧を守り、農業の再建に関する請願(第三四四一号)

一、森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する請願(第三四四二号)(第三五二二号)

第三七〇七号 昭和六十二年三月三十一日受理
森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願

請願者 北海道紋別市落石町三丁目 阿部
英二外百四十九名

紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第三七〇八号 昭和六十二年三月三十一日受理
米の輸入反対、食糧管理制度の改善・充実等に関
する請願

請願者 宮城県古川市中里原田一二ノ三
中條保則外九十九名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第三二七五号と同じである。

第三七一一号 昭和六十二年三月三十一日受理
国民の食料を守り、農業再建に関する請願

請願者 長野市南長野町下六九ノ二 小
山千春

紹介議員 向山 一人君
この請願の趣旨は、第三二二八号と同じである。

第三八二〇号 昭和六十二年四月一日受理
森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願

請願者 北海道網走市卯原内七七 佐竹真
治外百四十九名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第三八二一号 昭和六十二年四月一日受理
森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願

請願者 北海道常呂郡留辺蘂町元町 木村
アサ外百二十七名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第三八二三号 昭和六十二年四月一日受理
森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願

請願者 北海道紋別市落石町三丁目 小野
由美外百四十九名

紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第三八二三号 昭和六十二年四月一日受理
米の輸入反対、食糧管理制度の改善・充実等に関
する請願

請願者 宮城県古川市石森西原三ノ一
高橋弘外九十九名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第三二七五号と同じである。

第三九四五号 昭和六十二年四月二日受理
森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願

請願者 北海道網走市新町二ノ五ノ一三
五十嵐健一外百四十九名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第三九四六号 昭和六十二年四月二日受理
米の輸入反対、食糧管理制度の改善・充実等に関
する請願

請願者 宮城県桃生郡河北町針岡山下六〇
ノ七 佐藤由美子外九十九名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第三二七五号と同じである。

四月十七日本委員会に左の案件が付託された。
一、森林資源の充実と地域林業振興・活性化に
関する請願(第四〇五六号)(第四〇五七号)
(第四〇五八号)

一、米の輸入反対、食糧管理制度の改善・充実
等に関する請願(第四〇五九号)

一、森林資源の充実と地域林業振興・活性化に
関する請願(第四一四三三号)

一、米の輸入反対、食糧管理制度の改善・充実
等に関する請願(第四一四四四号)

一、森林資源の充実と地域林業振興・活性化に
関する請願(第四二二七号)(第四二二八号)
(第四二二九号)

一、米の輸入反対、食糧管理制度の改善・充実
等に関する請願(第四二二〇号)

一、森林資源の充実と地域林業振興・活性化に
関する請願(第四三三三三号)(第四三三三四号)

一、米の輸入反対、食糧管理制度の改善・充実
等に関する請願(第四三四五号)

一、森林資源の充実と地域林業振興・活性化に
関する請願(第四四三三八号)(第四四三三九号)
(第四四四三三三三号)(第四四四四四四号)(第四四四五五五五号)

第四〇五六号 昭和六十二年四月三日受理
森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願

請願者 北海道網走市潮見五ノ一二一 中
島ちず子外八十八名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第四〇五七号 昭和六十二年四月三日受理
森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願

請願者 北海道常呂郡留辺蘂町旭南町 佐
藤耳外百十三名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願

請願者 北海道紋別市南が丘町三丁目 池
内聰外百四十九名

紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第四〇五九号 昭和六十二年四月三日受理
米の輸入反対、食糧管理制度の改善・充実等に関
する請願

請願者 宮城県古川市西荒井上田三一七
佐々木ひとえ外九十九名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第三二七五号と同じである。

第四一四三三号 昭和六十二年四月四日受理
森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願

請願者 北海道網走市台町三ノ五ノ一 出
口勇外百四十九名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第四一四四四号 昭和六十二年四月四日受理
米の輸入反対、食糧管理制度の改善・充実等に関
する請願

請願者 宮城県遠田郡小牛田町北浦浦田上
一一ノ一 佐々木悦子外九十九名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第三二七五号と同じである。

第四二二七号 昭和六十二年四月六日受理
森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願

請願者 北海道常呂郡留辺蘂町旭二区 塩
原忠一外百四十九名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第四二二八号 昭和六十二年四月六日受理
森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願
請願者 北海道北見市花月町一ノ三〇五
藤本茂樹外百十六名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第四二二九号 昭和六十二年四月六日受理
森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願
請願者 北海道紋別市渚滑町九丁目 長尾
徳雄外百四十九名
紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第四三〇号 昭和六十二年四月六日受理
米の輸入反対、食糧管理制度の改善・充実等に関する
請願
請願者 宮城県遠田郡小牛田町西館七〇
桜井健哉外九十九名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第三一七五号と同じである。

第四三三三号 昭和六十二年四月七日受理
森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願
請願者 北海道常呂郡留辺蘂町栄町八 角
田隆一外百四十九名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第四三四四号 昭和六十二年四月七日受理
森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願
請願者 北海道常呂郡留辺蘂町旭三区 渡
辺静子外百四十三名
紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第四三四五号 昭和六十二年四月七日受理
米の輸入反対、食糧管理制度の改善・充実等に関する
請願
請願者 宮城県遠田郡田尻町北小牛田武田
浦一 門田和子外九十九名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第三一七五号と同じである。

第四三四六号 昭和六十二年四月七日受理
森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願
請願者 北海道紋別市渚滑町九丁目 坂本
春敏外百四十九名
紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第四四三七号 昭和六十二年四月八日受理
米の輸入反対、食糧管理制度の改善・充実等に関する
請願
請願者 宮城県石巻市水押四一ノ一 伊藤
昭一外九十名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第三一七五号と同じである。

第四四三八号 昭和六十二年四月八日受理
森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願
請願者 北海道斜里郡小清水町東野二 今
井克弥外百四十九名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第四四三九号 昭和六十二年四月八日受理
森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願
請願者 北海道紋別市渚滑町四丁目 安川
三治郎外百四十九名

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第四四四〇号 昭和六十二年四月九日受理
森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願
請願者 北海道常呂郡留辺蘂町旭六四ノ二
金丸ハシメ外百六十七名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第四四四四号 昭和六十二年四月九日受理
森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願
請願者 北海道常呂郡留辺蘂町旭六四ノ二
金丸ハシメ外百六十七名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第四四四五号 昭和六十二年四月九日受理
森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願
請願者 北海道紋別市渚滑町五丁目 近藤
千鶴子外百四十九名
紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

四月二十四日本委員会に左の案件が付託された。
一、森林資源の充実と地域林業振興・活性化に
関する請願(第四六三六号)(第四六三七号)
(第四六三八号)
二、米の輸入反対、食糧管理制度の改善・充実
等に関する請願(第四六三九号)
一、森林資源の充実と地域林業振興・活性化に
関する請願(第四六九九号)(第四七四二号)
(第四七四三号)(第四七四四号)(第四七八八
号)(第四八五九号)(第四八六〇号)(第四九三
四号)(第四九三五号)(第四九三六号)

第四四六三六号 昭和六十二年四月十日受理
森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願
請願者 北海道常呂郡留辺蘂町旭八一ノ四
高橋松朝外百一十一名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第四四六三八号 昭和六十二年四月十日受理
森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願
請願者 北海道紋別市渚滑町七丁目 堀川
俊秀外百四十九名
紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第四四六三九号 昭和六十二年四月十日受理
米の輸入反対、食糧管理制度の改善・充実等に関する
請願
請願者 青森県上北郡六戸町下吉田沼田三
四 松島清治外五千八百八十九名
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第三一七五号と同じである。

第四四六九九号 昭和六十二年四月十一日受理

一、国民の食糧を確保できる農業の確立に関する
請願(第四九五六号)
一、森林資源の充実と地域林業振興・活性化に
関する請願(第五〇五二号)(第五〇五三号)
(第五〇五七号)

第四四六三六号 昭和六十二年四月十日受理
森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願
請願者 北海道常呂郡留辺蘂町滝湯二 武
藤信一外百四十九名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第四四六三七号 昭和六十二年四月十日受理
森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願
請願者 北海道常呂郡留辺蘂町旭八一ノ四
高橋松朝外百一十一名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第四四六三八号 昭和六十二年四月十日受理
森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願
請願者 北海道紋別市渚滑町七丁目 堀川
俊秀外百四十九名
紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第四四六三九号 昭和六十二年四月十日受理
米の輸入反対、食糧管理制度の改善・充実等に関する
請願
請願者 青森県上北郡六戸町下吉田沼田三
四 松島清治外五千八百八十九名
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第三一七五号と同じである。

第四四六九九号 昭和六十二年四月十一日受理

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願

請願者 北海道紋別市南が丘町二丁目 黒

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第四七四二号 昭和六十二年四月十三日受理

森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願

請願者 北海道常呂郡留辺蘂町富岡 福井

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第四七四三三号 昭和六十二年四月十三日受理

森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願

請願者 北海道網走市女満別町公園 武田

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第四七四四号 昭和六十二年四月十三日受理

森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願

請願者 北海道紋別市南が丘町三丁目 松

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第四八五八号 昭和六十二年四月十四日受理

森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願

請願者 北海道常呂郡留辺蘂町金華 大嶋

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第四八五九号 昭和六十二年四月十四日受理

森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願

請願者 北海道北見市光西町一六九ノ二二

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第四八六〇号 昭和六十二年四月十四日受理

森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願

請願者 北海道紋別市滝上町濁川新町 山

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第四九三四号 昭和六十二年四月十五日受理

森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願

請願者 北海道常呂郡留辺蘂町旭中央 若

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第四九三五号 昭和六十二年四月十五日受理

森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願

請願者 北海道北見市花月町一ノ三八

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第四九三六号 昭和六十二年四月十五日受理

森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願

請願者 北海道紋別市南が丘三丁目 橋本

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第四九五六号 昭和六十二年四月十五日受理

国民の食糧を確保できる農業の確立に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県

紹介議員 高橋 清孝君

国民の食糧を安定的に供給できる農業を確立され

理 由

我が国農業をめぐる内外の諸情勢の中で、最近、

一層農産物の輸入を迫る動きが強まってきたこと

率の低い我が国において、一層食糧の輸入を拡大

し、ほとんどを安易に輸入に頼ることは、極めて

危険なことである。米を始めとする食糧を国内で

どのように確保し、農業を育て発展させるかは、

国民生活の安定にとつて極めて重要な課題であ

る。よつて、政府は、第九十一回国会で全会一致

した「食糧自給力強化に関する決議」を踏まえ、

国民の食糧を可能なかぎり国内で確保するととも

に、農業者が安心して農業に生涯をかけていそ

めるよう、次の事項の実現を強く要望する。

一、米の輸入・自由化を行わないこと。

二、米穀の安定供給を図るため、食糧管理制度の

根幹を堅持すること。

三、国民に、安全で安定した食糧の供給を行うこ

と。

四、主要食糧の自給率を高め、農業の生産性向

上、備蓄制度の充実、再生産を保障する価格制

度などを中心に食糧・農業政策を早急に確立す

ること。

五、国土・耕作農業を荒廃させないため、減反政

策を見直すこと。

六、水田農業の確立とコスト低減対策を推進する

こと。

七、米の消費拡大と物流合理化対策を確立するこ

と。

八、農業・農村の多面的役割や機能が国民によく

理解されるよう努めること。

第五〇五二号 昭和六十二年四月十六日受理

森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願

請願者 北海道斜里郡清水町東野二 古

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第五〇五三三号 昭和六十二年四月十六日受理

森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願

請願者 北海道斜里郡清水町二区 坂田

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第五〇五七号 昭和六十二年四月十六日受理

森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願

請願者 北海道紋別市南が丘町四丁目 佐

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

五月一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、森林資源の充実と地域林業振興・活性化に

関する請願(第五一五一号)(第五一五二号)

(第五一五三三号)(第五一五三三三三三三三

号)

一、米の輸入反対、食糧管理制度の改善・充実

等に関する請願(第五一三三四号)

一、農産物の市場開放をやめ、日本の米作と食

管制度堅持に関する請願(第五一三三五号)

一、森林資源の充実と地域林業振興・活性化に

関する請願(第五三〇六号)(第五三〇七号)

(第五三〇八号)(第五三七九号)(第五三八〇

号(第五三八一号)(第五四六五号)(第五四六六号)(第五四六七号)(第五五八四号)(第五五八五号)(第五五八六号)

第五一五十一号 昭和六十二年四月十七日受理

森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願者 北海道斜里郡小清水町四区 竹下

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第五一五十二号 昭和六十二年四月十七日受理

森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願者 北海道網走市大曲一ノ四ノ四一

紹介議員 佐々木幸雄外百二十九名

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第五一五十三号 昭和六十二年四月十七日受理

森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願者 北海道紋別市大山町一丁目 石川

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第五一五十三号 昭和六十二年四月十八日受理

森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願者 北海道斜里郡小清水町十一区 高

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第五一五十三号 昭和六十二年四月十八日受理

森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願者 北海道常呂郡留辺蘂町旭二四ノ二

紹介議員 菅野 久光君

請願者 北海道紋別市南ヶ丘町七丁目 高
紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第五一三三四号 昭和六十二年四月十八日受理
米の輸入反対、食糧管理制度の改善・充実等に関
する請願

請願者 佐賀県佐賀郡川副町西古賀三二〇
紹介議員 西村英明外六百八十七名

この請願の趣旨は、第三一七五号と同じである。

第五一三三五号 昭和六十二年四月十八日受理

農産物の市場開放をやめ、日本の米作と食糧制度
堅持に関する請願

請願者 島根県松江市郡部町庄原町九六〇
紹介議員 井原武美外九百七名

今、農民は、政府が実施してきた農産物輸入の増
大と減反の押し付けの結果、負債農家が増大し、
何を作つても農業経営に展望がないという事態に
追い込まれている。しかも、アメリカの米流通・
輸出企業の業界(アメリカ精米業者協会)が日本に
対して米の自由化を公然と要求するに至つてお
り、その裏では日本側が画策したとも伝えられ
ている。そのうえ政府は、経済構造調整推進本部
を設置し、中小企業とともに、農業を切り捨て、
日本の産業の空洞化を図ろうとしている。こと
に、ポスト三期対策では、転作奨励金を大幅に減
らした上で、減反面積も大幅に増やし、更に食糧
管理制度をつぶす方針を固め、既に全国各地でこ
の方針に沿つて根回しを進めている。これは、農
民が安全で安定した食糧を供給し続ける上で、死
活の事態である。ついで、次の事項について速
やかに実現を図りたい。

一、農産物のこれ以上の市場開放をやめること。
特にアメリカの米の輸入は絶対しないこと。
二、食糧管理制度の根幹を堅持すること。

三、減反の押し付けと拡大をやめ、ゆとりある米
の需給計画を立てること。
四、転作に対する各種奨励金の削減・改悪をしな
いこと。
五、転作作物の価格保障、販路の拡大を図り、土
地改良・基盤整備の大幅な遅れを国の責任で急
いで推進し、農民の負担をなくすなど転作条件
を整備すること。

第五一三〇六号 昭和六十二年四月二十日受理

森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願者 北海道常呂郡留辺蘂町温根湯四

紹介議員 本島幹雄外百四十九名

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第五一三〇七号 昭和六十二年四月二十日受理

森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願者 北海道斜里郡小清水町七区 朝倉

紹介議員 豊外百三十四名

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第五一三〇八号 昭和六十二年四月二十日受理

森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願者 北海道紋別市南ヶ丘町七丁目 松

紹介議員 村雄介外百四十七名

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第五一三七九号 昭和六十二年四月二十一日受理

森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願者 北海道常呂郡留辺蘂町旭二四ノ二

紹介議員 三 松浦繁外百四十九名

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第五一三八〇号 昭和六十二年四月二十一日受理

森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願者 北海道北見市東相内九ノ一二二

紹介議員 土田時雄外六十七名

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第五一三八一号 昭和六十二年四月二十一日受理

森林資源の充実と地域林業振興・活性化に関する
請願者 北海道紋別市南が丘町三ノ一六ノ
二六 小島兼光外百四十九名

昭和六十二年五月二十日印刷

昭和六十二年五月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局